

認可地縁団体設立の手引

阿賀町役場 総務課

(R4.8.20 改訂)

目次

I	認可地縁団体とは	1
	1) 行政区等の法人化	
	2) 法人化の目的	
	3) 認可申請できる団体	
	4) 認可の要件（4つの要件）	
II	認可申請の手続	4
	1) 認可の流れ	
	2) 必要書類	
	3) 認可と告示	
III	認可後の地縁団体について	6
	1) 印鑑登録	
	2) 各種証明書の発行	
	3) 不動産登記	
	4) 税の申告等	
	5) 告示された事項に変更があった場合	
	6) 規約に変更があった場合	
	7) 財産目録・構成員名簿の作成	
	8) その他	
IV	不動産登記の特例制度	9
	1) 特例を受けるための要件	
	2) 申請の流れ	
	3) 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を 疎明するに足りる資料	
	4) 公告に対する異議申し立て	
	5) その他	
V	生産森林組合からの組織変更	12
VI	認可の取り消し・解散	12
	1) 認可の取り消し	
	2) 解散	
	3) 残余財産の処分	
VIII	様式、参考例等	15
	1) 認可申請書	
	2) 規約（参考例）	
	3) 議事録（参考例）	
	4) 構成員名簿（参考例）	
	5) 加入申込書	
	6) 承諾書	
	7) 告示事項変更届出書	
	8) 規約変更認可申請書	
	9) 証明書交付申請書	
	10) 印鑑登録（廃止）申請書	
	11) 印鑑証明書交付申請書	
	12) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	
	13) 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	

I 認可地縁団体とは

1) 行政区等の法人化

行政区等のいわゆる町内会等は、地方自治法上「地縁による団体」と呼ばれ、町長の認可を受けることにより、法人格を取得し、法律上の権利義務の主体となることができますようになります。

法人格を取得すると“団体名義”で不動産登記を行うことができます。

【地方自治法第260条の2第1項】

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2) 法人化の主な目的

従来、行政区等が保有する山林や集会施設などの敷地などの財産管理については、その行政区の名義で登記が出来なかったことから、便宜的に区長や役員等の方々の個人名義又は共有名義で登記をしなければなりませんでした。その結果として…

- (1) 登記名義者の債権者が、不動産を差し押さえて競売してしまった…。
- (2) 登記名義者が死亡した場合に、相続人との間で所有権の争いが生じた。また、相続人が多数いたり、遠隔地に居住していたりして手続きが遅延した…。
- (3) 多数人による共有として登記しているため、登記名義者が転出するたびに変更登記を行う必要があり、手続きが非常に面倒である。また、移転登記を行わないでいるうちに相続人が特定できなくなってしまった…。

など、様々な問題が生じていました。

このため、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、行政区等の団体名義で不動産登記ができないことによる保有不動産をめぐるトラブルを防止し、行政区等の活動をしやすくするため、行政区等に対し権利能力を取得する途が開かれました。

これにより、行政区等は、「地域的な共同活動」を円滑に行うため、町長の認可を受け、法人格を持つことができるようになり、行政区等の団体名義で不動産登記もできるようになりました。

※地縁による団体が法人格を得るためには、町長の認可以外の手続きは必要とされません。

(法務局への法人登記は不要です。)

3) 認可申請できる団体

- (1)申請できる地縁による団体は、字等の区域その他町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体です。
- (2) 認可の対象となる団体は、行政区のように一定の区域に住所を有する人は誰もが構成員となれ、「地域のつながり」に基づいて組織された地縁による団体に限られ、スポーツ同好会のように特定の目的の活動を行う団体や、構成員に区域内に住所を有すること以外に特定の属性（例えば、性別や年齢など）を必要とする団体は除かれます。
- (3) 地域的な共同活動を円滑に行うために認可をするものですので、現在、地域的な共同活動を行っていない団体は、認可の対象とはなりません。

4) 認可の要件（4つの要件）

- (1)その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、**現に**その活動を行っていることと認められること。

※「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」とは、行政区等が現に行っている次のような活動をいいます。

回覧板、会報等での住民相互の連絡／清掃及び美化活動／防災及び防犯活動
町に対する要望等／集会所の維持管理／慶弔／街路灯の設置及び維持管理
盆踊り、お祭り、敬老会等の行事／レクリエーション活動 など

※団体の目的が、スポーツ活動や芸術活動のみというように、活動内容が特定分野のみである場合は、「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」とは解されません。

※「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的」としているかは、行政区等の規約に掲げている目的により判断します。

※「現にその活動を行っていることと認められること」は、行政区等の活動を示す書類等により確認します。

- (2) 区域（その区域が、住民にとって客観的に明確なものとして定められていること。）

※区域は、その行政区等の構成員のみならず、その他の住民にとっても容易にその区域が認識できる区域であることが必要です。

※区域の表示は、町・字・地番又は住居表示が考えられます。

※区域は、その行政区等が相当の期間にわたって存続している区域の現況によります。

①「相当の期間」とは、一般的には、認可申請を行う団体が、その区域において安定的に存在していると認められる期間をいいます。（少なくとも1年以上）

②区域は、現に存在している団体の区域の現況によります。決して新たな区域の設定・変更につながるものではありません。

③団体が、客観的にも実質的にも存在しているとう実態が必要です。

※区域が、他の行政区等の区域と重複する場合は、十分に調整して下さい。

(3) 構成員 (その区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。)

※構成員は、「区域に住所を有する個人」で、区域に住所を有すること以外には年齢・性別・国籍等の条件は付けられません。

※区域外に住所を有する個人は、構成員とすることはできません。

※「相当数」の者とは、その区域の全住民の過半数以上をいいます。

(4) 規約 (次に掲げる事項が定められていることが必要です。それ以外の事項が記載されていても構いません。規約の名称は、「規約」「会則」「規程」等、特に制限がありません。)

①目的

「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨を記載するもので、特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。

②名称

法律上は、何らの制約もありません。ただし、他の法令において名称独占規定がある場合は、それに従う必要があります。また、既存の法人と誤認される恐れのある名称は、使用しないでください。

③区域

「○番×号から○番△号まで」という表示などが考えられます。

④主たる事務所の位置

「事務所」とは、地縁による団体について、一を限りに設けられた主たる事務所をいい、この所在地がその地縁による団体の住所となります。事務所は、代表者の自宅、あるいは集会施設に置くこととするのが一般的ですが、団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に最も適したところとするが望まれます。

⑤構成員の資格に関する事項

区域に住所を有するすべての個人が地縁による団体の構成員となり得ること、その地縁による団体は、正当の理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めておかななくてはなりません。構成員の資格に関する事項として、少なくとも他に加入及び脱退に係る手続き事項を定めてください。

⑥代表者に関する事項

少なくとも代表者の選出方法、任期及び権限並びに代表者に委任する事務がある場合には、その事項を定めてください。地縁による団体においては、団体の区域の内部における地域的共同活動を行うことが目的で、対外的取引活動を専らとするものでないこと等から、法人である地縁による団体の対外的代表機関は、代表者一人としています。

⑦会議に関する事項

少なくとも地縁による団体の通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法及び議決事項を定めてください。構成員の表決権は、原則として平等です。

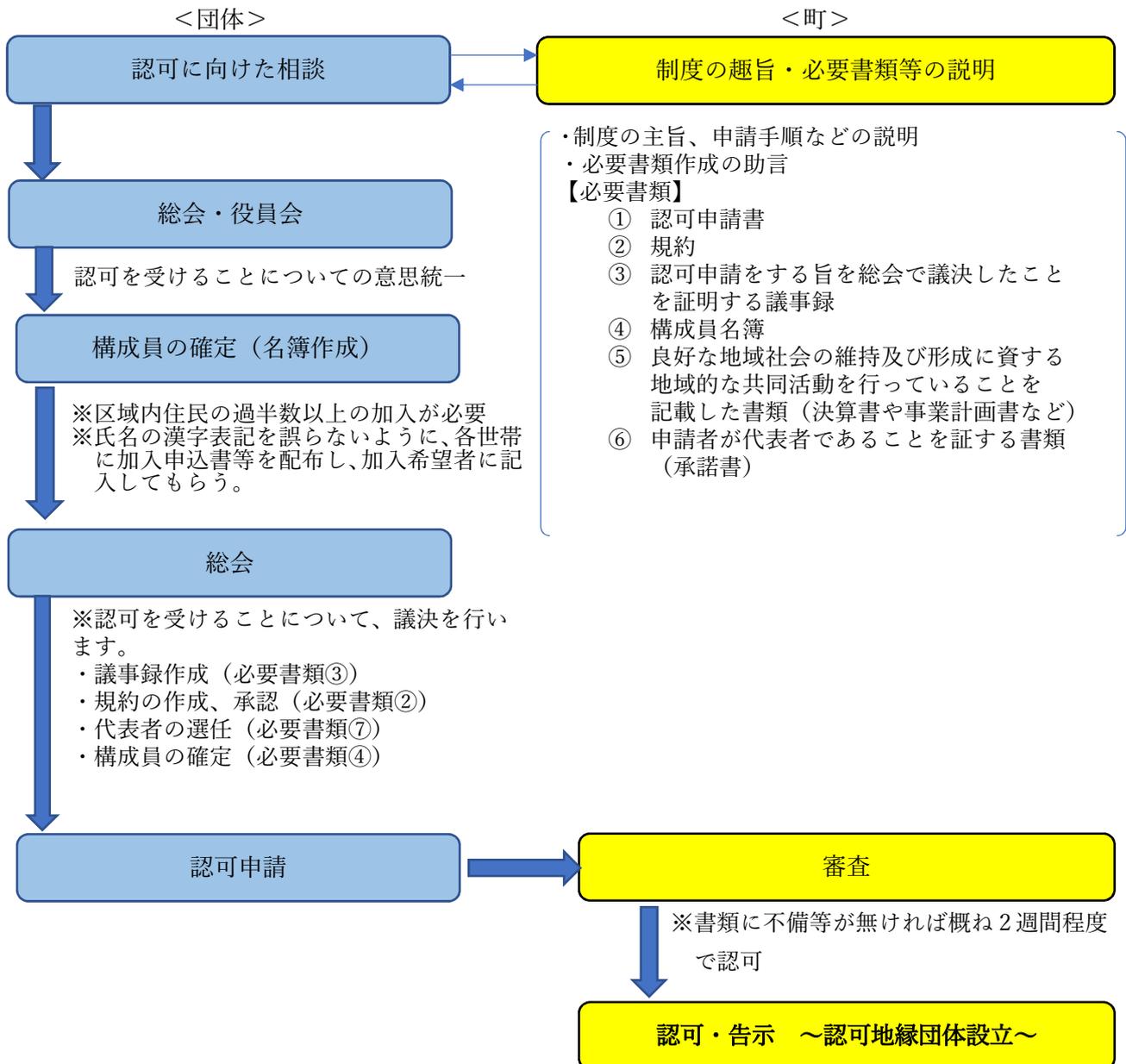
⑧資産に関する事項

少なくとも資産（積極財産をいい、負債は含みません。）の構成、取得、管理、処分の方

法を定めてください。資産の構成の定め方は、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産をすべて掲げる方法も、「(例) この会の資産は、別に定める財産目録に記載された資産をもって構成する。」とする方法も可能です。

II 認可申請の手続

1) 認可の流れ



<認可後>

法人設立届の提出、不動産登記など

2) 必要書類

① 認可申請書

認可申請書には、次の①～⑦までの書類を添付してください。

② 規約

規約で定めなければならない事項等があります。参考例をご参照ください。

【必須事項】ア) 目的、イ) 名称、ウ) 区域、エ) 主たる事務所の位置、
オ) 構成員資格に関する事項、カ) 代表者に関する事項、
キ) 会議に関する事項、ク) 資産に関する事項

③ 認可申請をする旨を総会で議決したことを証明する議事録

総会の議事録の写しに、議長及び議事録署名人等の署名押印のあるもの。
作成に当たっては参考例をご覧ください。

④ 構成員名簿

区域内の全住民の内、過半数以上の者が名を連ねるよう名簿を作成してください。

氏名の誤記（漢字誤り等）により、確認ができない場合がありますので、名簿の作成に際しては、ご本人に名前の標記等を確認するようにしてください。

⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っていることを記載した書類 (決算書や事業計画書、総会の資料など)

⑥ 申請者が代表者であることを証する書類（承諾書）

代表者の選任について、③の議事録中に記載があることが必要です。

代表者になることについての代表者本人の承諾書

3) 認可と告示

認可申請書が提出され、要件等を満たしている場合には町長が速やかに認可をし、告示を行います。※告示までの期間は、概ね2週間程度を要します。

この告示によって、法人格を得ることとなります。(法務局での法人登記手続きは不要です。)

III 認可後の地縁団体について

1) 印鑑登録

認可地縁団体の印鑑登録制度は、団体の印鑑を公に証明するものです。

不動産の登記手続きなど、法令に基づいて提出を義務付けられている場合には「印鑑登録証明書」が必要となります。

登録申請を行うときは、次の書類が必要です。(代理人による申請の場合は、告示事項において代理人を置くことを定めたうえで、委任状が必要となります。)

- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書
- ② 代表者の印鑑 (阿賀町に印鑑登録をしてあるもの)
- ③ 代表者個人の印鑑登録証明書 1通
- ④ 登録をする団体の印鑑

〈注意〉登録をする印鑑は、次のようなものは受け付けられません。

- ・ゴム印その他の変形しやすいもの
- ・印影の大きさが、1辺の長さが8mmの正方形に収まるもの又は1辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの
- ・印影が鮮明でないもの
- ・かつて存在した団体の印鑑 (例 「●●生産森林組合」など)
- ・上記に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるもの

2) 各種証明書の発行

(1) 認可地縁団体の証明書

認可地縁団体の証明書はどなたでも請求することができます。

証明書交付請求書により請求して下さい。

証明書の交付手数料は、1通につき300円です。

(2) 印鑑登録証明書

印鑑登録証明書は、団体の代表者のみが申請することができます。

(代理の方が申請する場合は、別途委任状が必要となります。)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書により申請してください。

証明書の交付手数料は、1通につき300円です。

3) 不動産登記

認可された団体名義で不動産登記ができるようになります。

登記の際の必要書類等、手続きの詳細については、法務局等にお問い合わせください。

新潟地方法務局 新潟支局 電話 0250-22-0501

4) 税の申告等

税務署、新潟県、町へ「法人設立の届出」をそれぞれ提出してください。

新潟税務署 電話 0250-22-2151

新潟県新潟地域振興局 県税部 電話 025-231-8104

阿賀町 町民生活課税政係 電話 0254-92-5761

認可地縁団体は、地方自治法第 260 条の 2 第 16 項の規定により、法人税法第 2 条 6 号に規定する公益法人等とみなされます。認可地縁団体の各種税金の取扱いについては以下のとおりです。

なお、減免措置を受けるためには、申請手続き等が必要となりますので、詳細については、それぞれのお問い合わせ先にてご確認ください。

税の種類		認可地縁団体		お問い合わせ先
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
町税	法人町民税	均等割のみ課税 ※減免措置あり	課税	阿賀町役場 町民生活課 税政係 ☎ 0254-92-5761
	固定資産税	課税 ※用途により減免措置あり		
県税	法人県民税	均等割のみ課税 ※減免措置あり	課税	新潟地域振興局 県税部 ☎ 025-231-8104
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	課税 ※用途により減免措置あり		
国税	法人税	非課税	課税	新津税務署 ☎ 0250-22-2151
	登録免許税 (不動産登記時)	課税		

※収益事業の範囲は、法人税法施行令第 5 条で 34 業種が定められています。収益事業に該当するかについては、税務署へお問い合わせください。

5) 告示された事項に変更があった場合

代表者の変更など、告示された事項に変更があった場合は、告示事項変更届出書及び変更があった旨を証する書類（総会の議事録の写し）に、それぞれの告示事項毎に必要な書類を添付して、変更届出の手続きを行う必要があります。

6) 規約に変更があった場合

以下の書類を提出してください。なお、規約の変更内容が、告示事項に該当する場合には、町長の認可後、別途「告示事項変更届出」の提出が必要になります。

- ① 規約変更認可申請書
- ② 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会の議事録の写し）

※変更後の規約の効力発生は、町長の認可後となります。

7) 財産目録・構成員名簿の作成

(1) 財産目録の作成

認可を受ける時及び毎年 1～3 月までの間に財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。財産に増減があったとしても、町に報告する必要はありません。

(2) 構成員名簿の作成

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置いてください。構成員の変更については、町への届け出は必要ありませんが、構成員の変更があるごとに訂正してください。

8) その他

(1) 通常総会の開催

- ・代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。
- ・総会の招集は、少なくとも5日前に、会議の目的たる事項を示し、規約に定めた方法に従って行ってください。
- ・認可地縁団体の事務は、規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除いて、全て総会の決議によって行います。
- ・総会においては、規約に別段の定めがある場合を除いて、あらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができます。

(2) 認可地縁団体の性格

- ①その区域に住所を有する個人の加入拒否の原則的禁止(地方自治法第260条の2第7項)
- ②民主的運営・自主的活動の原則(地方自治法第260条の2第8項)
- ③特定の政党のための利用の禁止(地方自治法第260条の2第9項)

※認可地縁団体は、公共団体その他の行政組織の一部ではありません。

町長により認可を受けた後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりはありません。認可地縁団体の活動について、町から監督や検査を受けることなく、町との関係は認可の前後で何ら変わるものではありません。

IV 不動産登記の特例制度

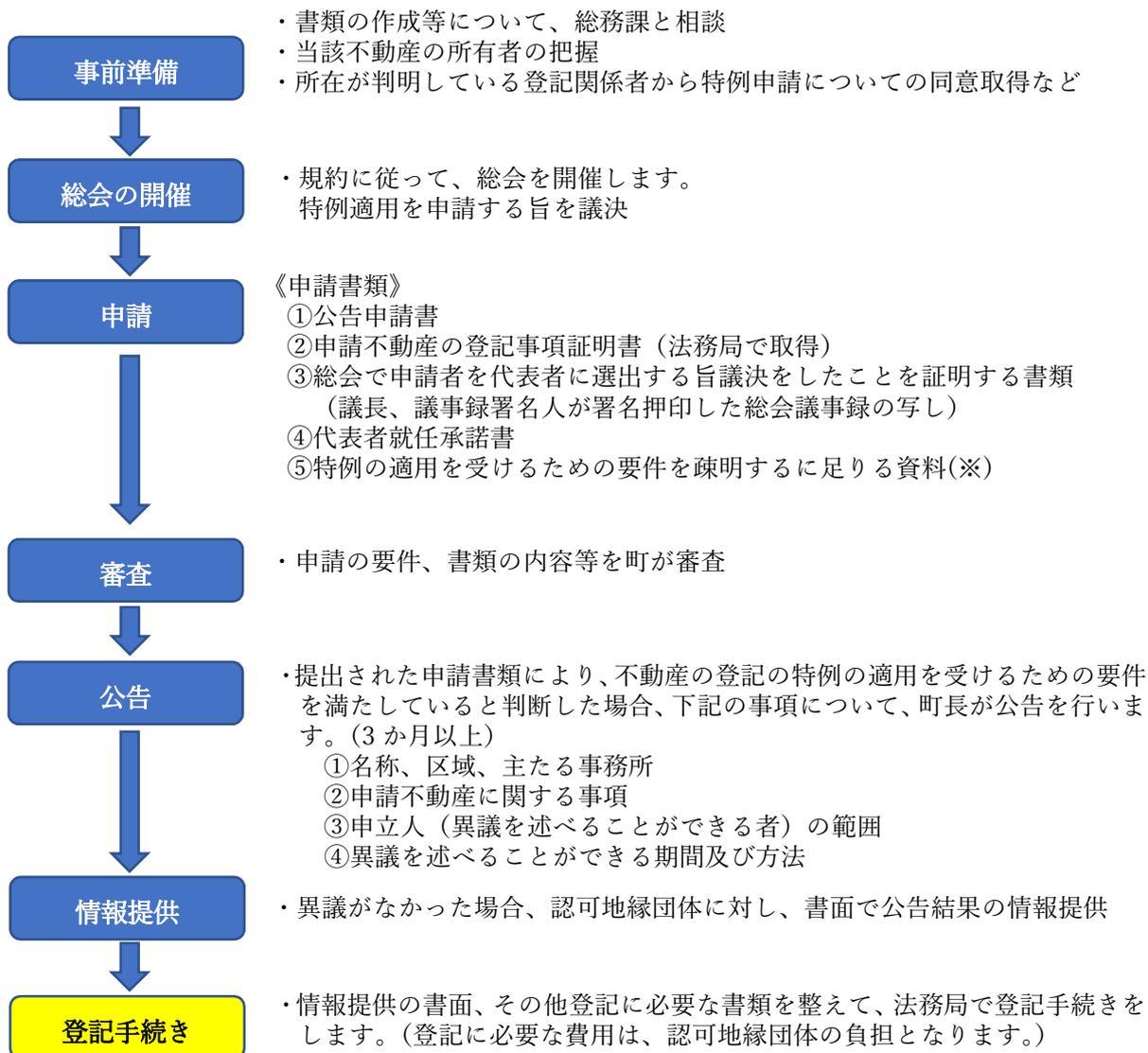
地方自治法の改正により、平成 27 年 4 月 1 日から、認可地縁団体が所有する不動産に係る不動産登記法の特例制度が設けられました。

認可地縁団体が所有する不動産について、登記簿の登記名義人の所在が知れない場合や、既に亡くなっており、相続登記がなされていないなど、所有権の保存又は移転の登記に関する手続きが困難なものについて特例を設け、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、町長が一定の手続きを経て、証明書を交付することで、認可地縁団体が単独で登記の申請を行うことができるようになりました。

1) 特例を受けるための要件（全て満たすこと）

- ①認可地縁団体が、当該不動産を所有していること。
- ②認可地縁団体が、当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
- ③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが、認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること。
- ④登記関係者（相続人を含む）の全員又は一部の所在が知れないこと。

2) 申請の流れ



3) 地方自治法第 260 条の 38 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

認可地縁団体が、特例制度を申請する場合の疎明事項は以下のとおりです。

疎明事項① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること

疎明事項② 当該認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること

申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等

- 公共料金の支払領収書
- 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- 旧土地台帳の写し
- 固定資産税の納税通知書
- 固定資産税課税台帳の記載事項証明書 等

上記の□の資料が入手困難な場合

- 入手困難な理由書
- 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面
- 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等

疎明事項③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが、認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること。

- 認可地縁団体の構成員名簿
- 市区町村が保有する地縁団体台帳
- 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地の場合）等

上記の□の資料が入手困難な場合

- 入手困難な理由書
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面 等

疎明事項④ 当該不動産の登記関係者（当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと

- 登記記録上の住所の属する市町村等の長が、当該市町村等に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面（不在住証明書）
- 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証する書面

申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※なお、全部又は一部の所在が知れないこととは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。この場合において、認可地縁団体が当該事項を疎明するに当たっては、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいです

4) 公告に対する異議申し立て

申請不動産の所有権移転等の登記をすることについて、異議のある登記関係者は、公告期間内に「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」と関係書類を提出し、異議申し立てを行うことができます。異議申し立てがあった場合は、町が異議を述べた方に係る資格要件を確認し、認可地縁団体にその旨通知します（地方自治法第260条の38第5項）。これにより、認可地縁団体の公告を中止することになります。

〔必要書類〕

- 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（様式集34ページ）
- 申請不動産の登記事項証明書
- 住民票の写し
- その他町長が必要と認める書類

5) その他

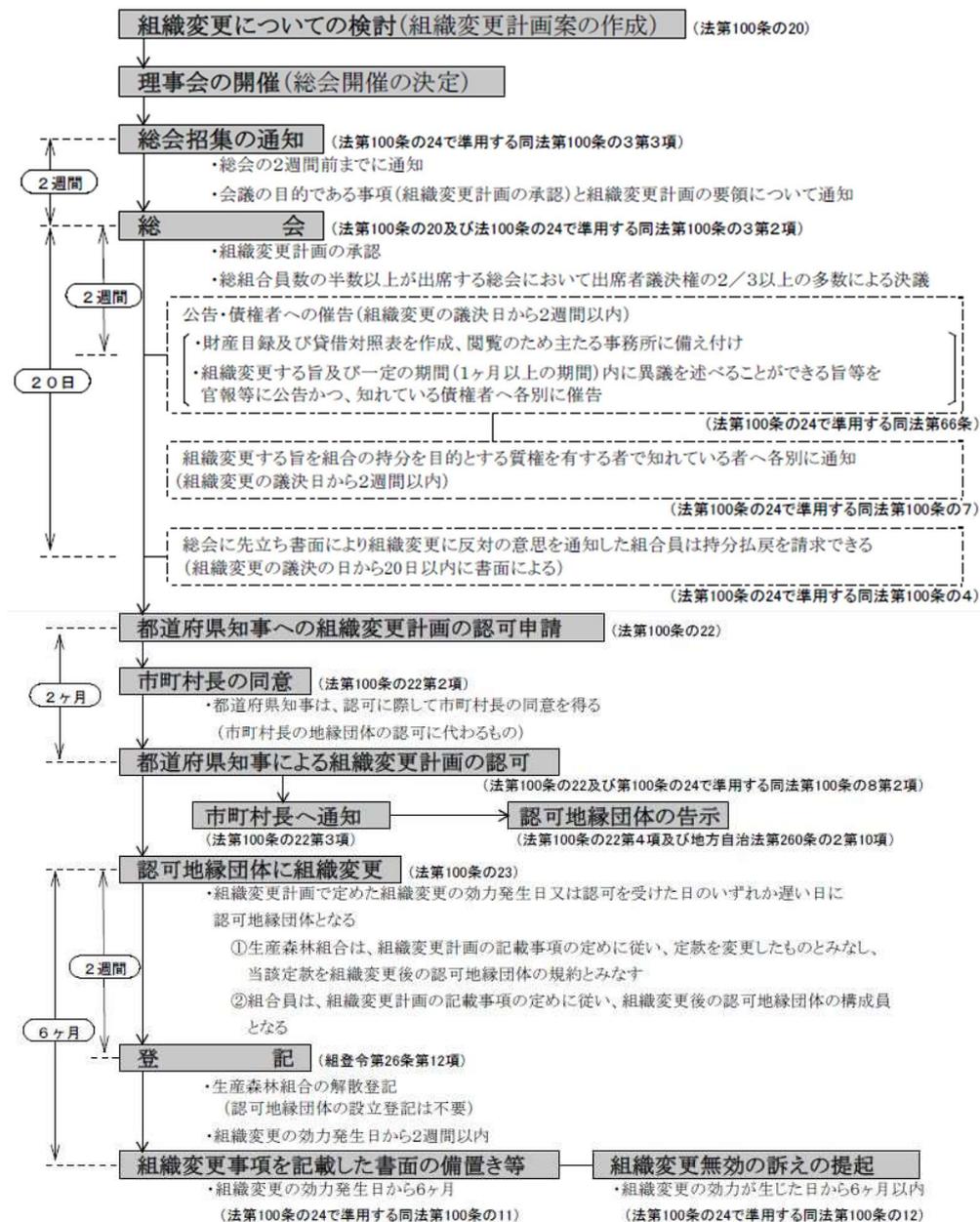
特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものです。不動産登記は対抗要件としての公示制度として位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

V 生産森林組合からの組織変更

組合員の高齢化や不在化に等により活動が低位となり、組合自ら森林の経営事業を行いうる体制を維持することが困難になってきている場合があります。このような生産森林組合について、組合所有の森林を引き続き所有し、維持管理することを主目的とする新たな法人形態へ移行を望む場合に、生産森林組合から認可地縁団体に組織変更を行う制度が創設されました。(平成29年4月1日施行)

組織変更の手続きの詳細に関しては、津川地区振興事務所へお問い合わせください。

(新潟地域振興局 津川地区振興事務所 林業振興課 0254-92-0958)



VI 認可の取り消し・解散

1) 認可の取り消し

認可地縁団体が、次のいずれかに該当する場合は、町長は認可を取り消すことがあります。

- ①認可を受けた団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ②認可を受けた団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ④構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤地縁団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

2) 解散

認可地縁団体が以下の1つに該当するとき、認可地縁団体は解散します。

解散は、町長に対して届出（町長による解散告示）、及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

※官報による公告(記事掲載)には概ね10万円程度の手数料が必要となります。(文字数による)

- ①規約に定めた解散事由が発生したとき
- ②破産したとき
- ③認可が取り消されたとき
- ④総構成員の4分の3以上の決議があったとき（規約に別段の定めがある場合を除く）
- ⑤構成員が欠けたとき

<総会の決議による解散の場合>

(1) 総会での決議

認可地縁団体の解散には、まず総会での解散の決議が必要になります。規約に解散決議に関する特別の定めがある場合はその数の、それ以外の場合は構成員総数の3/4以上の同意を得る必要があります。この総会では次の事項について話し合う必要があります。

●解散することについての意思決定

●清算人の確認（選任）

※基本的には代表者が清算人となります。ただし、規約に特別に定めがある場合や、総会において別途代表者以外の者を選任することもできます。

●残余財産の帰属先の確認（残余財産があると見込まれる場合のみ）

※ 基本的には、残余財産は規約で指定した者に帰属となりますが、営利法人等を帰属権利者とすることは認可地縁団体制度の目的に鑑み適当ではありません（構成員への剰余金の分配を行うことも適当ではありません。）

規約で指定がない場合や、その指定方法の定めがない場合は、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができます（類似団体への帰属）。

最終的に、処分されずに残った財産は、地方自治法の規定により町に帰属することになり

ます。(地方自治法第 260 条の 31)

(2) 解散届出の手続き

①認可地縁団体解散届出書

②総会の議事録(議長・議事録署名人の署名)

⇒町長が解散の告示をします。

これにより、清算人の氏名が記載された証明証の発行が可能になります。

(3) 解散の公告・債権者への債権申出の催告

清算人は、清算人就任日から2か月以内に、少なくとも1回の解散公告を行い、債権者への債権申出の催促を行わなければなりません。なお、公告の方法は官報への掲載によって行うことが義務付けられています。法定公告のため、官報の掲載文面は決まっています。

この官報による公告は、たとえ債権者がいないと推察される場合であっても、団体が把握できていない債権者がいる可能性もあるため、必ず行わなければなりません。また、すでに把握している債権者がいる場合には、この官報による公告とは別に、個別に債権者に対して催促しなければなりません。これらは地方自治法による法定手続きで、省略できません。この手続きを怠ると、50万円以下の過料に処せられる場合があります。

(4) 団体の閉鎖(清算)の手続き

解散から団体の閉鎖までは清算期間と呼ばれ、解散の公告(官報掲載)から2か月以上が必要です。この2か月間は債権申出期間を兼ねており、地方自治法で決まっています短縮できません。なお、解散しても清算の目的の範囲内において、その清算手続きが終了するまでは、認可地縁団体は存在するものとしてみなされます。

清算人は、この期間中に団体が行っていた現務の決了、債権の取り立てと債務の弁済、残余財産の引き渡しを行い、最終年度の決算書を作成します。

清算期間満了後、上記の作業が完了したら、再度総会を開催して、以下の内容について承認を得ます。

●決算書をもとに、団体の財産が最終的にどうなったのか、負債はどうなったのかを報告し、承認を得ます。

●清算の終了の決議(清算終了)

※なお、清算の手続きについては、団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により行うこととなっています。不明な点がある場合は、新潟地方裁判所にお問い合わせください。

(5) 清算終了届出の手続き

総会での清算終了の議決後、次の書類を町に提出し手続きを行います。

①認可地縁団体清算終了届出書

②総会の議事録(議長・議事録署名人の署名)

これを受けて、町長が清算終了の告示を行うことで、認可地縁団体の解散が完了します。

様式・参考例

年 月 日

阿賀町長 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

〇〇〇区規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関する事。
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備に関する事。
- (3) 防犯、防火及び防災に関する事。
- (4) 福祉の向上、健康増進に関する事。
- (5) 祭事に関する事。
- (6) 集会施設の維持管理に関する事。
- (7) その他会の目的達成に必要な事。

解説【必須事項】

広く地域的な社会的共同活動であることが必要です。

「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」を目的としていなければ、認可されません。(法第260条の2第2項第1号)

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇自治会と称する。

解説【必須事項】

地方自治法上、団体の名称についての制限はありません。

(区域)

第3条 本会の区域は、阿賀町〇〇番地〇〇号から〇〇番〇〇号までの区域とする。

解説【必須事項】

「その区域が、住民にとって客観的に明らかなもの」として定める必要があります。つまり、河川や道路などで区域が画されているなど、容易に自治会などの区域・範囲がわかる状態であることが必要です。具体的には、「〇〇〇の全域」や「●●番地から■番地までの区域」など、客観的にその区域がわかるような表現にする必要があります。(法第260条の2第4項)

※区域は、当該団体が相当に期間にわたって存続している区域の現況に因らなければなりません。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、阿賀町〇〇番地〇〇の〇〇集会所に置く。

※事務所が会長宅にある場合の表記例：「本会の主たる事務所は、代表者宅に置く。」

解説【必須事項】

この所在地が、団体の住所となります。団体の活動記録を整理、保管したり、会議場所としての機能を考慮すると、当該地区にある集会施設に事務所を置くのが望ましいでしょう。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

解説【必須事項】

「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」が必要です。つまり、その区域に住んでいるという事だけで、会員になれなければなりません。年齢や性別などの条件を会員資格として定めることは出来ません。

※「相当数」とは、一般的にその区域の全住民の過半数をいいます。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

解説

必須事項ではありませんが、会の運営にとって重要な事項ですので、「総会において決する」などと規定することが望ましいです。金額を直接明記しても構いませんが、その場合、金額を変更するたびに、規約の改正を総会で図り、さらに町長へ規約変更認可申請を行わなければなりません。

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

解説

入会申込書の様式などは、役員会などで定めることが適当です。提出先についても、会長（区長）ではなく他の役員としても構いません。

入会はいくまで個人の自由な意思に基づく必要がありますので、強制参加とするような表現は好ましくありません。

また、「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、加入を拒否することについて、社会通念上、又は「民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない」とする法第 260 条の 2 第 8 項の規定の趣旨からも客観的に妥当と認められる場合を指し、実際の運用上は極めて例外的な場合に限られます。

(退会等)

第 8 条 会員が、次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第 3 条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人から別に定める退会届が提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

解説

転出、死亡等の場合の取り扱いについて規定しておくことが適当です。

第 3 章 役員

(役員の種類)

第 9 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 ○名
- (3) 会計 ○名
- (4) 監事 ○名
- (5) …… ○名

解説【必須事項】

代表者（区長、会長）に関する事項は必須事項です。

地縁団体には、代表者を 1 人必ず選出しなければなりません。（法第 260 条の 5）
また、規約又は総会の決議で、1 人又は数人の監事を置くことができます。

（法第 260 条の 11）

法令で規定する役員は、代表者と監事のみですが、不慮の事故などに備えて副会長などを置くとともに、会計なども置くことが適当です。

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事とその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

解説

役員を選出は総会で行うことが適当です。

監事は職務の性質上、役員と兼務することは適当ではありません。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

4 会計監査は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務遂行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務遂行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

解説

それぞれの役員職務について規定しておくことが適当です。

地縁団体の代表権は、代表者1人に帰属するものとされていますので、代表者が不在となった場合の副会長などによる職務代行は、法律行為に及びえないため、直ちに後任の代表者を選任する必要があります。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後のにおいても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

解説

役員任期について、法令上の制限はありません。団体における事務執行上支障のないように設けることが適当です。

第4章 総会

解説【必須事項】

会議に関する事項は、必須事項です。

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

解説

通常総会は、少なくとも年に1回開催しなければなりません。(法第260条の13)

臨時総会は、必要に応じていつでも開催できます。(法第260条の14第1項)

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権限)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

解説

地縁団体の運営は、規約で役員に委任したものを除き、原則すべて総会の決議によって行われなければなりません。(法第260条の16)

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 会計監査から開催の請求があったとき。

解説

通常総会は、財産目録の承認を得るために事業年度終了後3か月以内に開催する必要があります。

臨時総会は、全会員の5分の1以上から開催の請求があったときは開催しなければなりません。ただし、規約において「5分の1」としないこともできます。

(法第260条の14第2項)

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から5日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

解説

総会の招集は、総会開催の日の少なくとも5日前に、その総会の目的である事項を示したうえで、規約に定める方法に従って行われなければなりません。(法第260条の15)

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

解説

総会の議長は、表決権を行使することになるため、会員の中から選出する必要があります。

※「議長は、代表者(区長)がこれに当たる」と定めることも可能です。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

解説

総会の定足数や議決に要する会員数について、自治法では特に定めていません。

「民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない」とする法第260条の2第8項の規定の趣旨からも、このように定めることが適当です。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

- 2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する

世帯の会員数分の一とする。

- (1) ○○○○○○○
- (2) ○○○○○○○
- (3) ○○○○○○○
- (4) ○○○○○○○
- (5) ○○○○○○○
- (6) ○○○○○○○

【例】

- (1) 事業報告の承認
- (2) 会計決算の承認
- (3) 資産管理報告の承認
- (4) 事業計画の承認
- (5) 予算の承認
- (6) 役員を選出

解説

法第 260 条の 18 第 1 項において、「構成員の表決権は平等とする」と規定されていることから、このように定める必要があります。

ただし、従来の自治会等においては、一世帯一票の表決権とする運営が行われてきたものと思われます。そうしたことを勘案して、第 21 条第 2 項の規定（特定事項について世帯の表決権を一票とすること）を設けることは可能ですが、この場合にも、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において認められ、合理的である事項に限られるものです。したがって、規約の変更、財産処分及び解散の議決のような重要事項については認められないとされています。（実際の運用では、世帯のうち 1 名を代表者として、残りの会員は表決権を委任することとする必要があります。「重要事項以外の事項は、各戸の世帯主の表決によって決する」などと、世帯内の会員の表決権をはく奪するかのよう規定は認められません。）

（総会の書面表決等）

第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

解説

総会に出席できない会員は、書面で、又は代理人によって表決ができます。（法第 260 条の 18 第 2 項）ただし、規約に別段の定めがある場合は、規約に基づきます。（法第 260 条の 18 第 3 項）

書面表決を行った会員及び委任により代理行使を行った会員は総会の定足数、議決に必要な会員数にこれに含めます。このように定めることで、会員数が極めて多い場合にも総会を開催し、議決を行うことが可能となります。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

解説

会議が有効に成立し、かつ有効に決議されたことを証するため、このように議事録の作成について定めておくことが適当です。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

解説

地縁団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々開催することは実際には困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項を決定することが団体の運営上適当と考えられます。

(役員会の機能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

第6章 資産及び会計

解説【必須事項】

資産に関する事項は必須事項です。

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

解説

規約において流動資産、固定資産とを問わずすべての資産（負債は含みません）の構成を定めておく必要があります。

なお、財産目録は、地縁団体としての認可を受けるとき及び毎年（毎年度）3か月以内に作成し、主たる事務所に備付けておかなければなりません。（法第260条の4）

(資産の管理)

第29条 本会の資産は、会長及び会計が管理する。

(資産の処分)

第30条 本会の資産で第28条第1号に掲げるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において会員の3分の2以上の議決を必要とする。

解説

重要な資産の処分などは、このように総会の議決を得なければ処分できないこととする必要があります。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり〇月〇日に終わる。

(予算)

第33条 本会の年度開始後に予算が総会によって議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第34条 この規約は総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ阿賀町長の認可を受けなければ変更することはできない。

解説

規約の変更は、総会の議決事項であり、総会員の4分の3以上の同意がなければ行えません。ただし、規約において別段の定めがあるときは、規約に基づいておこなうことになります。(法第260条の3第1項)

また、変更後の規約は町長の認可を受けなければ効力を生じません。(法第260条の3第2項)

(解散)

第35条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

解説

認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。(法第260条の20)

- ①規約で定めた解散事由の発生、②破産手続開始の決定、③認可の取消し
- ④総会の決議、⑤構成員が欠けたこと(構成員の多数が脱退し、「相当数」を満たさなくなった場合)

また、解散の決議の場合は、総会員の4分の3以上の賛成がなければなりません。ただし、規約で別段の定めがある場合は規約に基づきます。(法第260条の21)

(残余財産の処分)

第36条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(帳簿及び書類)

第37条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

解説

会員名簿については、変更の都度訂正し、事務所に備付けておく必要があります。(法第260条の4第2項)

(委任)

第38条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、別に定める。

附 則

この規約は、町長の認可のあった日から施行する。

〇〇〇区総会議事録

1 日 時

〇〇年〇月〇日 午後5時から

2 場 所

〇〇〇集会所

3 会員の現在数

230名

4 出席者数

200名 (委任状20名を含む)

総会の定数に達していることが必要です。

5 議事事項

- (1) 〇〇区の法人格の認可申請について
- (2) 認可申請内容事項の承認について
- (3) その他

6 議事の経過の概要及びその結果

- (1) 〇〇区長が地縁団体の認可申請について、今回の総会で議決したいことについて話し、開会のあいさつとした。
- (2) 議長に〇〇〇〇氏を選出し、議事録署名人に△△△△氏、□□□□氏の2名を選任して議事に入る。
- (3) 議題に基づき始める。

議事録署名人の人数は、当該区の規約によります。

・議長

これから「〇〇区を法人化とする認可申請について」を議題とします。副会長から説明をお願いします。

・副会長

「地縁団体の認可申請について」を説明する。補足説明として次のことを述べる。

- ① 規約の制定 (又は変更) が必要である。
- ② 区が法人格の認可を得たら、速やかに財産 (土地など) を区の名義に登記変更したい。

・議長

続きまして、この件について質疑、討議を行います。
(「なし」と呼ぶものあり)

・議長

質疑、討議を終わります。

これより〇〇区を法人化とする認可申請について決議を行います。賛成

の方は、挙手をお願いします。(挙手をする者多数あり)

・議長

賛成の方が〇〇〇人で過半数ですので、認可申請は承認されました。次に、「認可申請内容事項の承認について」を議題とします。副会長から説明をお願いします。

・副会長

「地縁団体の認可申請内容事項について」を説明する。

- ① 区規約の変更について
- ② 会員の確定について
- ③ 資産の確定について
- ④ 申請者を代表者（区長）とすることについて

認可申請の内容事項について、左記の内容の承認がとても重要なので議事録に記載漏れのないよう願います。

・議長

続きまして、この件について質疑、討議を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

・議長

質疑、討議を終わります。

これより〇〇区を法人化とする認可申請内容事項の承認について採決いたします。賛成の方は、挙手をお願いします。

（挙手をする者多数あり）

・議長

賛成の方が〇〇〇人で過半数ですので、〇〇区を法人化とする認可申請内容事項については、原案どおり承認されました。区長に申請者となっただけに決定します。

・議長

続きましてその他に入ります。区長から提案事項がありますか。

・区長

特にありません。

〇〇区を法人化とする認可申請の承認をありがとうございました。

(4) 議長は、議題の全てが終了したので、議長を解任させて欲しい旨を話し、全会一致でこれを了承した。

〇年〇月〇日

議 長 ○ ○ ○ ○ 印

議事録署名人 △ △ △ △ 印

議事録署名人 □ □ □ □ 印

署名・押印をしてください。

承 諾 書

私は、 年 月 日に開催された〇〇〇区総会において議決された地縁による団体の法人格取得申請に係る代表者となることを承諾しました。

年 月 日

住 所 阿賀町〇〇〇〇〇〇番地

氏 名

年 月 日

阿賀町長 様

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日 年 月 日
- 3 変更の理由

年 月 日

阿賀町長 様

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で決議したことを証する書類

証明書交付申請書

年 月 日

阿賀町長 様

請求者 住所

氏名

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の規定により、下記団体に関する告示された事項の証明書の交付を請求いたします。

記

- 1 請求に関わる地縁による団体の名称と所在地

団体の名称 _____

事務所の所在地 _____

- 2 証明書部数 _____ 部

- 3 使い道 登記 ・ その他

別記第1号様式(第7条関係)

認可地縁団体印鑑登録(廃止)申請書		年 月 日
阿賀町長 様		
登録する 認可地縁団体印鑑		廃止する 認可地縁団体印鑑
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>		<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>
認可地縁団体の名称		
認可地縁団体の主たる事務所の所在地		
阿賀町 番地 町 丁目 番号		
代表者等の 氏名(資格)	()	個人 印鑑
生年月日	年 月 日	
住 所	阿賀町	
上記のとおり、認可地縁団体印鑑の登録(廃止)を申請します。		
申請者	住所 _____	
	氏名 _____	⑩

(注意事項)

- 1 この申請は、認可地縁団体印鑑及び代表者等の個人の印鑑を添えて本人自ら手続きしてください。
- 2 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 3 代表者等の氏名の次に押す印鑑は、阿賀町において登録されている代表者等の個人の印鑑を使用し、その印鑑の印鑑登録証明書を添付してください。

第3号様式(第7条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書		年 月 日
阿賀町長 様		
登録している 認可地縁団体登録印鑑		
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>		
認可地縁団体の名称		
認可地縁団体の主たる事務所の所在地		
阿賀町 番地 町 丁目 番 号		
代表者等の 氏名(資格)	()	
生年月日	年 月 日	
住 所	阿賀町	
上記のとおり、認可地縁団体印鑑証明書_____枚の交付を申請します。		
申請者	住所 _____	
	氏名 _____	(印)

(注意事項)

- 1 この申請は、認可地縁団体印鑑及び代表者等の個人の印鑑を添えて本人自ら手続きしてください。
- 2 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

年 月 日

阿賀町長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 38 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

年 月 日

阿賀町長 様

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第 260 条の 38 第 2 項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

(別添書類)

- 申請不動産の登記事項証明書
- 住民票の写し
- その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

